

第6回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～広域的運営推進機関に関する制度設計～

平成26年6月23日(月)

○広域機関の設立に当たっての課題の全体像の骨格は、以下のとおり。

○ここでは、以下の課題のうち、特に、広域機関の認可申請時には、定款及び業務規程の案を添付することが必要であることにかんがみ、これらに関連する課題を中心に整理する。

組織・体制

1. 全体組織構成
 - (1) 総会 (2) 理事会 (3) 評議員会 (4) 事務局
2. 総会
 - (1) 決議事項 (2) 議決権 (3) 頻度 (4) 議事の公開
3. 理事会
 - (1) 構成 (2) 決議事項 (2) 議決権 (3) 頻度
 - (4) 議事の公開 (5) 評議員会からの意見の取扱い
4. 役員(理事長、理事、監事)
 - (1) 人数(理事、監事) (2) 役割 (3) 資質
 - (4) 常勤/非常勤 (5) 報酬水準 (6) 出向の可否
 - (7) 電気事業者出身者の制限 (8) 行動規範
5. 評議員会
 - (1) 構成 (2) 審議事項 (3) 議決権 (4) 頻度
 - (5) 議事の公開 (6) 評議員の選出方法
6. 事務局
 - (1) 組織構成(事務分掌) (2) 人数規模(事務分掌)
 - (3) ADR
7. 職員
 - (1) 資質(事務分掌毎)、(2) 賃金水準、(3) 出向
 - (4) 採用
8. 拠点
 - (1) 本拠点 (2) バックアップ拠点
9. 会費

業務

1. 計画業務
 - (1) 需要想定
 - (2) 長期(10年～1年前)の供給信頼度評価、供給計画取りまとめ
 - (3) 設備形成
 - (4) 電源入札(第2段階で措置)
 - (5) 系統アクセス
2. 運用業務
 - (1) 中短期(1年前～実需給)の需給バランスの監視、管理、需給計画の取りまとめ
 - (2) 作業停止計画の調整
 - (3) 需給ひっ迫時等の対応
 - (4) 連系線管理
 - (5) 広域周波数調整
3. 総務企画業務
 - (1) 系統情報等の公表
 - (2) 災害対策
 - (3) 送配電等業務指針その他のルールの設定・変更
 - (4) 調査、統計、渉外
4. 紛争解決
 - (1) 相談・苦情対応、紛争処理

システム、インフラ

1. 給電系システム(一般電気事業者の中央給電指令所や卸電力取引所との通信ネットワークを含む)。
2. 需要家スイッチング支援システム
3. データサーバ、バックアップサーバの設置

送配電等業務指針

1. 流通設備形成
2. 系統アクセス
3. 需給計画・系統計画
4. 中長期の供給力確保
5. 系統運用
6. 情報公開

その他関係規定

1. BCP計画
2. 人事関係規定(給与・賞与、人事考課、採用・退職、出向・入向、規則)
3. 組織規程

- 広域機関の定款及び業務規程については、既に電気事業法において一定の内容が定められている。
- これらの詳細及び申請のために必要な手続を定めるため、**広域的運営推進機関に関する省令**（仮称。以下「**広域機関省令**」という。）、及び、**電気事業法第28条の15の規定に基づく広域的運営推進機関の認可基準**（仮称（※）。以下「**広域機関認可基準**」という。）を定めることが必要。
- 以下、**(1)定款**、**(2)業務規程**、**(3)その他業務の運営に関する事項**について、国が認可の運用を行うに当たり、広域機関省令又は広域機関認可基準において定めるべきと考えられる事項を整理する。

（※）電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（大臣訓令）の一部として定めることを想定。

定款及び業務規程に関する電気事業法の主な規定

	電気事業法	電気事業法第28条の15
定款	<p>第28条の18 推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 目的 二 名称 三 事務所の所在地</p> <p>四 会員に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 会員たる資格 ロ 会員の加入及び脱退 ハ 会員に対する制裁</p> <p>五 総会に関する事項 六 役員に関する事項 七 評議員会に関する事項</p> <p>八 会費に関する事項 九 財務及び会計に関する事項</p> <p>十 定款の変更に関する事項 十一 公告の方法</p> <p>2（略）</p>	<p>第28条の15 経済産業大臣は、前条第1項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。</p> <p>一 設立の手続並びに定款及び業務規程の内容が法令に適合していること</p> <p>二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと</p> <p>三 役員のうち第28条の21各号のいずれかに該当する者がいないこと</p> <p>四 業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること</p> <p>五 当該申請に係る推進機関の組織がこの法律の規定に適合するものであること</p>
業務規程	<p>第28条の40 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、以下の業務を行う。</p> <p>一～九（略）</p> <p>第28条の41 推進機関の業務規程には、業務及びその執行に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	

(1) 定款

(1) 定款への記載を求めるべき内容①

○ 広域機関の定款に記載すべき事項は、電気事業法第28条の18において列挙されている。以下、それぞれの項目ごとに、広域機関認可基準によって、定款への記載を求めるべき主な事項を整理する。

第28条の18 推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地
- 四 会員に関する次に掲げる事項
 - イ 会員たる資格
 - ロ 会員の加入及び脱退
 - ハ 会員に対する制裁
- 五 総会に関する事項 六 役員に関する事項 七 評議員会に関する事項 八 会費に関する事項 九 財務及び会計に関する事項
- 十 定款の変更に関する事項 十一 公告の方法

2 (略)

法第28条の18	広域機関認可基準において定款への記載を求めるべき主な事項
一 目的	(一)法令に適合していること 第28条の4 広域的運営推進機関(略)は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たつての広域的運営を推進することを目的とする。
二 名称	(一)法令に適合していること 第28条の7 推進機関は、その名称中に広域的運営推進機関という文字を用いなければならない。 2 (略)
三 事務所の所在地	(四)業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること ○ 国との意思疎通を密にし、会員たる電気事業者にとっても往訪しやすい場所であること
四 会員に関する次に掲げる事項 イ 会員たる資格 ロ 会員の加入及び脱退 ハ 会員に対する制裁	(一)法令に適合すること 第28条の11 電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならない。 2 第3条第1項の許可を受けて電気事業(特定規模電気事業を除く。)を営もうとする者及び第16条の2第1項の届出をして特定規模電気事業を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先だつて、推進機関に加入する手続を取らなければならない。 第28条の12 会員(特定規模電気事業者である会員を除く。)は、第15条第1項から第4項までの規定による第3条第1項の許可の取消しより、当然、推進機関を脱退する。 2 (略) (四)業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること ○ 会員が広域機関に加入する手続について定めていること。 ○ 会員に対する制裁について、法第28条の40第5号の指導・勧告、第28条の42の報告又は資料の提出、第28条の43の情報提供若しくは法第28条の44の指示に従わない場合、その他広域機関の業務に重大な支障を及ぼすと認められる場合に、過怠金その他の制裁を科す旨が記載されていること。

・国との密な意思疎通、及び、会員による往訪しやすさを求めることが必要ではないか(第1回WG)。

・広域機関の業務執行を透明化する観点から、その制裁を行う要件と内容を、定款上明確化しておくことが必要。

法第28条の18	広域機関認可基準において定款への記載を求めるべき主な事項
五 総会に関する事項	<p>(一) 法令に適合すること (関係法令は次ページ参照。)</p> <p>(四) 業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること ○法第28条の33第5号の定款で定める事項として、少なくとも、事業計画書及び事業報告書に関する事項が定められていること。 ○また、送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項は、総会への報告を行わなければならない旨定めていること。 ○理事長は、議決権の5分の1を保有する会員から会議の目的である事項を示して請求があったときは、法第28条の35の規定により、臨時総会を招集しなければならない旨定めていること。 ○法第28条の36の規定による総会の招集の方法を定めていること。 ○総会における各グループ(※)の議決権は、各グループの議決権総数が常に同数となる方法とすること。</p> <p>(※)①小売電気事業者グループ： 特定規模電気事業者 ②送配電事業者グループ： 一般電気事業者 ③発電事業者グループ： 卸電気事業者及び特定電気事業者</p> <p>【参考】第二段階において想定されるグループ設定 ①小売電気事業者グループ： 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者 ②送配電事業者グループ： 一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者 ③発電事業者グループ： 発電事業者</p> <p>○供給区域において電力システムを維持・運用する事業並びに電力システムを利用して発電及び電気の小売を行う事業を兼業する電気事業者の議決権の合計が、総議決権数の3分の1を超えないこと。 ○会員が、一の会社及び当該会社の子会社(会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)の集団に属する者(当該会員と同一の電気事業を行っている会社に限る。以下「グループ会社」という。)であるときは、当該グループ会社のうち、一の会員が議決権を有する。 ○発電設備設置者等、電気事業者ではないが、電力システムを利用する事業者が総会に参加できる仕組みを設けていること。 ○総会の開催頻度、開催に関する手続、及び議事の公表に関する事項を定めていること。 ○総会の議事録は原則公表する旨定めていること。</p>

・総会は、全会員の決議により意思決定ができるため、公正性は高いが、柔軟性・迅速性には欠ける。
・こうした特徴を踏まえ、総会のガバナンスにかからしめるべき事項として、何を掲げるべきか。

・第二段階を見据え、第一段階において、どのように議決権配分を整理すべきか。

・各グループごとの議決権を1:1:1としても、兼業によって、多くの議決権を占める事業区分の事業者が出現し得る。
・特に、供給区域においてシステムの運用と利用の双方を兼業する事業者の議決権が著しく大きくなることは、ガバナンス確保の観点から問題があるため、一定の制限を設ける必要があるのではないか。

(関係法令)

第28条の23 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定による推進機関の役員を選任(設立当時の役員を選任を除く。)及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

5・6 (略)

第28条の31 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度1回通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第28条の32 経済産業大臣が指名するその職員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

第28条の33 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 予算の決定又は変更

三 業務規程の変更

四 決算

五 全各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

第28条の34 総会の議事は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第1号及び第3号の議事は、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。

第28条の35 総会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の5分の1の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

第28条の36 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

法第28条の37 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第28条の38 各会員の議決権は、平等とする。

2 (略)

3 前2項の規定は、定款に別段の定めがある場合は、適用しない。

第28条の39 推進機関と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

法第28条の18

広域機関認可基準において定款への記載を求めるべき主な事項

六 役員に関する事項

(一) 法令に適合すること
(関係法令は次ページ参照。)

(四) 業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること

【役員】

○役員は、理事長一人、理事四人以内(理事長を除く。)、監事二人以内とする旨定めていること。

○理事長及び理事は、常勤とする旨定めていること。

○電気事業者との間で雇用契約を維持したまま役員に就任しないこと。また、役員となった者は、その退任後、電気事業者等の役職員となることを認めないこととするなど、その退任後も広域機関の中立性に影響を及ぼすこととならないことを担保するために必要な規定を定めていること。

○電気事業者の役職員であった者が役員として就任する場合、各グループから1名ずつの選出とする旨定めていること。また、この場合であっても、これらの者は、各グループを代表せず、中立的に判断し行動しなければならない旨定めていること。

○理事長は、特定の電気事業者若しくは電気事業者と密接な関連を有する事業者又は電気事業に関連する特定の団体の利益を代表する立場でない者が就任する旨定めていること。

○役員及び役員であった者に関し、以下の内容を含む行動規範を定めていること。また、役員等の処分に関する事項を定めていること。

①業務遂行上の法令の遵守に関する事項

②役員及びこれらの職にあった者の職務上知り得た秘密の漏えい及び自己の利益の目的のために使用することの禁止に関する事項

③系統利用者に関する個人情報の保護に関する事項

④業務上創造された知的財産の保護に関する事項

⑤特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥倫理的行動に関する事項

⑦役員による有価証券等の売買に関する事項

・他法人の例では、人数の上限を設けることが一般的。

・ノーリターンルール。

・事業者出身の理事を、発電・送配電・小売の各グループから1名ずつとすることで、理事会の中立性を確保することとしてはどうか。(中立的な機関からの出身者についてはこの限りでない。)

(次ページに続く)

(関係法令)

第28条の19 推進機関に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第28条の20 理事長は、推進機関を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、推進機関を代表し、理事長を補佐して推進機関の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、推進機関の業務を監査する。

4 (略)

第28条の23 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。(略)

2 (略)

3 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

5・6 (略)

第28条の24 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第28条の25 監事は、理事長、理事、評議員又は推進機関の職員を兼ねてはならない。

法第28条の18	広域機関認可基準において定款への記載を求めるべき主な事項
<p>(前ページより)</p> <p>六 役員に関する事項</p>	<p>(前ページより)</p> <p>【理事会】</p> <p>○理事長及び理事により構成される理事会を設置する旨定めていること。また、監事は、理事会に出席して、意見を述べる事ができる旨定めていること。</p> <p>○理事会において、各理事は各一個の議決権を有する旨、理事会の議事は出席理事の過半数で決する旨、及び、可否同数の場合は理事長が決する旨定めていること。</p> <p>○理事会における決議事項として、少なくとも、以下の事項を定めていること。</p> <p> 総会に諮らうとする事項(定款の変更、予算の決定又は変更、業務規程の変更、決算、役員を選任又は解任、事業計画書及び事業報告書等)</p> <p> 職員の任免、組織・職位の改廃、役職員の処分、会員の制裁</p> <p> 評議員の任免、評議員会から提出された意見に対する理事会の見解、</p> <p> 送配電等業務指針の案及び変更案の策定、各種規程の策定及び改廃、</p> <p> 地域間連系線等の整備計画に関する事項、供給計画の取りまとめに関する事項、</p> <p> 系統アクセス業務に関する事項、その他日常的な意思決定事項(電気事業者に対する指示、指導・勧告、会員への資料提出要請、アドホックな对外発信等)</p> <p>○理事会の開催頻度、開催に関する手続、及び議事の公表に関する事項を定めていること。</p> <p>○理事会の議事録は原則公表する旨定めていること。</p> <p>○理事会は、必要に応じ、事業者や有識者等の意見を聴取するため、委員会を設置することができる旨定めていること。</p>

・迅速な意思決定を行うため、日常的な業務に係る意思決定は理事会決定事項としつつ、特に、会員に影響のある事項、専門性が求められる事項については、理事会のみで意思決定する形ではなく、業務規程において、意見聴取プロセスを定めることとしてはどうか。

法第28条の18	広域機関認可基準において定款への記載を求めるべき主な事項
七 評議員会に関する事項	<p>(一)法令に適合すること (関係法令は以下参照。)</p> <p>(四)業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること</p> <p>○評議員会は、電気事業者から独立した視点で、広域機関の業務の運営に対し、客観的立場から審議することを目的とする旨定めていること。</p> <p>○評議員会は、少なくとも、以下の事項について、理事会での審議に先立って審議する旨定めていること。 定款及び業務規程の変更、並びに送配電等業務指針の策定及び変更、組織の改廃、予算の決定又は変更、決算、地域間連系線等の整備計画に関する事項、供給計画の取りまとめに関する事項</p> <p>○評議員会は、一定の期間ごとに、少なくとも、以下の事項について審議する旨定めていること。 系統アクセスに関する広域機関の活動状況(一般電気事業者において受付が行われ、広域機関に報告された案件を含む。)、苦情処理、指導及び勧告、指示等に関する事項、 系統の信頼度評価に関する事項、理事会の活動状況、需要家スイッチング支援業務の実施状況</p> <p>○評議員は、原則として、電気事業者以外の者であって、需要家又は学識経験者を含む多様な分野の代表者から構成する旨定めていること。また、その任期を定めていること。</p> <p>○評議員会の開催頻度、開催に関する手続、及び議事の公表に関する事項を定めていること。</p> <p>○評議員会は、審議結果を理事長に提出することができる旨、及び評議員会の議事録は原則公表とする旨定めていること。</p>

・評議員会を、需要家等、電気事業者以外の者から構成し、かつ、需要家への影響の大きい事項等を審議する機関として位置付けることにより、広域機関のガバナンスを確保することとしてはどうか。

(関係法令(第7号関係))

第28条の27 推進機関に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員20人以内で組織する。

3 評議員は、電気事業について学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

法第28条の18	広域機関認可基準において定款への記載を求めるべき主な事項
八 会費に関する事項	<p>(四)業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること</p> <p>○会費の額は、広域機関の運営費のうち、総会開催費その他会員への事務連絡に係る費用及び会員数を勘案して、理事会の決議により定める額を、全会員に等しく課すこととする旨定めていること。</p> <p>○上記で定める費用のほか、広域機関の運営に係る費用から、前年度からの繰越金を差し引いた額については、一般電気事業者である会員に対し、託送に係る電力量に応じた額を、特別会費として課す旨定めていること。</p>
九 財務及び会計に関する事項	<p>(一)法令に適合すること (関係法令は次ページ参照。)</p> <p>(四)業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること</p> <p>○事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その剰余額を翌年度に繰り越すべき旨定めていること。</p>
十 定款の変更に関する事項	<p>(一)法令に適合すること (関係法令は次ページ参照。)</p>
十一 公告の方法	<p>(四)業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められること</p> <p>○広域機関の公告は、法令に別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う旨定めていること。</p>

- ・運営費は、原則、会費で賄う。
- ・他方、新規参入を阻害することの無いよう、当然に会員が支払うべき少額の費用を会員一律の会費として設定。
- ・運営費の大部分は、託送料金で回収することを念頭に、一般電気事業者である会員に対し、特別会費として課すことが適当ではないか。
- ・なお、このような仕組みとするため、予算の認可等についても、一定の基準を示しておくことが必要(後述)。

(関係法令(第9号関係))

第28条の47 推進機関の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、推進機関の成立の日を含む事業年度は、その成立の日からその後最初の3月31日までとする。

第28条の48 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(略)、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第28条の49 推進機関は、事業年度(略)の開始の日から3月以内に、経済産業省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(以下この条において「財務諸表等」という。)を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 推進機関は、前項の規定により財務諸表等を経済産業大臣に提出するときは、これに財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 推進機関は、第1項の規定による経済産業大臣の承認を受けた財務諸表等を推進機関の事務所に備えて置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

(関係法令(第10号関係))

第28条の18 (略)

2 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第28条の33 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二～五 (略)

第28条の34 総会の議事は、総会の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前条第1号及び第3号の議事は、出席した会員の議決権の3分の2以上の多数で決する。

- 広域機関は、前頁までに記載した業務を行うために十分な体制及びシステムを備えなければならない。
- 他方、運営費の大部分が託送料金によって賄われる場合、広域機関の予算については、託送料金の認可基準に準じた厳格な審査を行い、必要十分な予算であることを確認した上で認可することが必要。
 - 第28条の48 推進機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(略)、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 第28条の49 推進機関は、事業年度(略)の開始の日から3月以内に、経済産業省令で定めるところにより、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書(略)を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 託送料金の認可基準の詳細はまだ決まっていないが、現在の規制部門の小売料金と同様、総括原価方式の下で値上げ認可制となることにかんがみ、大部分が託送料金によって賄われる広域機関の予算の認可に当たっても、これまでの電気料金値上げの認可の際に用いられてきた基準に準じて、厳格な審査を行うことが必要ではないか。

広域機関より法第28条の48に基づく事業予算の認可申請があった場合の認可の考え方

(広域機関が業務を行うための事業計画の十分性の確認)

- 法令、定款及び業務規程に定めるところにより、広域機関が、年間を通じて、その業務を実施するために必要十分な人件費、設備費、その他費用が積算されていること。
- 当該費用を賄うために必要十分な額が、定款に定めるところによる方法により会費及び特別会費が収受される予算が編成されていること。

(広域機関予算の必要性の確認)

- 託送料金の認可基準に準じて確認。具体的には、現在の供給約款値上げの際のメルクマールに合わせる。

【メルクマールの例：一般電気事業供給約款料金審査要領等を参照】

◇人件費

- ・役員数：最大限の効率化努力を前提に、業務執行上必要不可欠なものとなっているか
- ・役員給与：国家公務員の指定職の給与水準の平均(事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均)と比較
- ・職員給与：給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準(基準賃金、諸給与金等)については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」を基本に査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。

◇調達における競争調達の実施 等

(ESCJ資産の一部を承継する場合の確認)

- 広域機関が、ESCJの財産を譲り受けようとする場合には、第三者による評価書等、当該譲り受けに対する対価の支払いの適正性を証する書類を添付すること。

(2) 業務規程

○電気事業法に基づき、業務規程に記載すべき事項は、以下のとおり。

○以下、「①業務」、「②その執行に関する事項」について、それぞれ、考え方を整理する。

法第28条の41 推進機関の業務規程には、**業務及びその執行に関する事項**その他の経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 (略)

①業務:

法第28条の40各号に定めるところにより行うことが予定されている事項

第28条の40 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- 二 第28条の44第1項の規定による指示を行うこと。
- 三 送配電等業務(略)の実施に関する基本的な指針(略)を策定すること。
- 四 第29条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による検討及び送付を行うこと。
- 五 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- 六 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- 七 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、第28条の4の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

②その執行に関する事項:

上記業務の執行に関する事項

業務運営の基本方針、情報公表の原則、業務時間・業務場所、事業者意見の聴取、専門家意見の聴取等、事務局体制、職員等の行動規範、情報処理システム、情報管理、緊急時の業務継続に関する事項

- 広域機関の業務は、第1回WGにおいて、以下のとおり整理されている。
- 以下、「①業務」について、広域機関認可基準において、業務規定への記載を求めるべき事項を整理する。

【広域的運営推進機関の業務】

(参考) 参照条文

電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化。

(1) 計画業務

供給計画をとりまとめる。その際に、将来の需要想定に対して適正に供給力信頼度が確保されているかの評価を行うとともに、必要な広域連系系統(注)の送電インフラの増強を指導・勧告(必要に応じて国に意見具申)。

← 第28条の40 第4号, 第29条

(2) 運用業務

① 平常時

需給運用に必要となる長期から短期(月間・週間・翌日等)の計画策定に際して、広域的運営の観点から必要となる、送電設備や電源の作業停止計画の調整等を行い需給計画を調整。また、実需給断面においても、再エネなどの変動電源の増加にも柔軟に対応した広域連系系統の潮流の管理等を行い、各エリアの送配電事業者とも協力して、広域的な運用の調整を実施。

← 第28条の40 第1号, 第7号

② 災害時等の需給ひっ迫時

実需給直前のタイミングでも市場の活用を図ってもなお供給力不足が見込まれる状況においては、電源の焚き増しや電力融通等を指示することで需給調整を実施。

← 第28条の40 第1号, 第2号,
第28条の44

(3) 系統アクセス業務 系統利用者の系統への接続検討の受付、検討結果の通知等。

(4) 系統情報の公開 連系線、各エリア内の送電系統に関する情報の収集・公開。

← 第28条の40 第7号

(5) 苦情の処理

← 第28条の40 第7号, 第28条の42

(6) 調査・統計、渉外業務

← 第28条の40 第6号

事業者データを多々扱うこととなるため、その整理・管理等を実施。また、海外の送配電事業者等に対するフロント業務も担うため、渉外業務についてもスタッフを配置。

← 第28条の40 第8号, 第9号

(注) 地域間連系線及び地内基幹送電線。具体的には、使用電圧が250kV以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。ただし、エリア内の最上位電圧が250kV未満の場合は最上位電圧のみ。

(第1回WG資料を基に最新状況にアップデート)

電気事業法	広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項
<p>法第28条の40 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。</p>	<p>【平常時】 ○各電気事業者の需要と供給力(調整力及び予備力を含む。以下同じ。)、各供給区域の需要と供給力、日本全国の需要と供給力のバランスをそれぞれ監視する旨定めていること。 ○広域機関は、当該監視を行うため、会員より需給計画の提出を受けるとともに、各系統運用者が常時監視している情報を受け旨定めていること(P24参照)。</p> <p>【緊急時】 (→ 第二号業務を参照。)</p>
<p>法第28条の40 二 第28条の44第1項の規定による指示を行うこと。</p>	<p>【特定の電気事業者の需給バランスに問題がある場合】 ○法第28条の40第1号の監視を通じて、次に掲げる場合に、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、会員に対し、法第28条の44第1項の規定による指示を行う旨定めていること。 ・特定の電気事業者の供給力がその想定需要に対して不足しており、卸電力取引市場の約定量などの市場環境や、当該事業者の過去のインバランスの発生実績などの過去の経験に照らして、今後の供給力確保の計画が実現不可能と認められる場合。 ・特定の電気事業者の想定需要が、当該電気事業者の過去の実績等に照らして、正当な理由なく過大又は過小に見積もられている場合。 ・その他会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合</p> <p>【特定の供給区域の予備力が不足する場合】 ○法第28条の40第1号の監視を通じて、特定の供給区域の予備力が不足すると判断される場合、会員に対し、供給区域間の電力融通その他の指示を行う旨定めていること。</p> <p>【災害等により日本全国の予備力が不足する場合】 ○法第28条の40第1号の監視を通じて、日本全国の予備力が不足すると判断される場合、会員に対し、供給区域間の電力融通、電源の焚き増し、需給調整契約の発動による需要抑制、予備力の開放その他の指示を行う旨定めていること。 ○特に、災害等の場合には、広域機関は、第8号業務による災害時の本部を設置し、必要な指示を行う旨定めていること。 ○以上の指示を迅速に行うことができるよう、常時より、必要な情報を収集するとともに知見を蓄積し、緊急時に備える旨定めていること。 ○上述の指示があった場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他指示の実施に関し必要な事項を記載していること。 ○当該指示をしたときは、直ちに、その指示の内容その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告する旨定めていること。 ○当該指示を受けた会員が正当な理由がなくてその指示に係る措置をとっていないと認めるときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告する旨定めていること。</p>

・特に、第2段階では、小売電気事業者に対して、供給力確保義務が課されることを念頭に、広域機関がしっかりその需給を監視する業務を行うことが重要。

・事業者の需給バランスに着目

・供給区域の需給バランスに着目

・日本全国の需給バランスに着目

電気事業法	広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項
<p>法第28条の40 三 送配電等業務(略)の実施に関する基本的な指針(略)を策定すること。</p>	<p>○送配電等業務指針の策定又は変更を行う際は、理事会での審議に先立ち、会員からの意見を十分に聴取する旨定めていること。</p> <p>○送配電等業務指針の策定及び変更の手続を定めていること。</p>
<p>法第28条の40 四 第29条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による検討及び送付を行うこと。</p> <p>(次ページにつづく)</p>	<p>【需要想定】</p> <p>○広域機関が行う向こう10年間の長期需要想定の方針及び会員が行う需要想定の方針に当たり参考となる情報提供の手順及び方法について、送配電等業務指針にて定める旨記載していること。</p> <p>【供給計画】</p> <p>○電気事業者が法第29条第1項に基づき、広域機関を経由して、国に届出を行う供給計画について、その取りまとめの手順及び方法を定めていること。</p> <p>○その取りまとめに当たり、適宜、電気事業者へのヒアリングを行い、供給計画策定のためのガイドライン又は送配電等業務指針への適合性を確認する旨定めていること。</p> <p>○電気事業者が、供給計画策定のためのガイドライン又は送配電等業務指針に照らして適切でない供給計画を提出している場合、その他安定供給を確保する観点から適切でない供給計画を提出している場合には、調整を行う旨定めていること。また、調整に応じない電気事業者がいる場合には、指導・勧告を行う旨定めていること。</p> <p>○供給計画を取りまとめた後、送配電等業務指針等及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討を行い、必要に応じて意見を付し、国に提出する手順が記載されていること。</p> <p>(供給計画のうち、需給について)</p> <p>○需要に対して十分な電源投資が行われるよう、向こう10年間の長期需要想定及び供給力の見通しその他の情報を広く公表する旨定めていること。</p> <p style="text-align: right;">(次ページにつづく)</p>

・送配電等業務指針では、設備形成、システムアクセス、需給計画、システム運用、情報公開等の個別業務に関するサブスタンス的な内容を規定。

・業務規程では、当該業務の運営に関する手続等について規定。

・第2段階の改正により、電源入札の業務が追加されることとなること、ここでの情報が、電源入札の発動を判断する重要な基礎となる。

電気事業法	広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項
<p>(前ページより)</p> <p>法第28条の40 四 第29条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による検討及び送付を行うこと。</p>	<p>(前ページより)</p> <p>(供給計画のうち、流通設備について)</p> <p>○全国の広域連系系統(地域間連系線及び地内基幹送電線(※)をいう。以下同じ。)に関する長期方針、及び、個別の整備計画を策定する旨定めていること。また、この策定に当たっては、専門委員会を設け、検討を行う旨定めていること。さらに、この検討に当たり、現場との密なコミュニケーションを行う旨定めていること。</p> <p>(※)使用電圧が250kV以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。</p> <p>ただし、エリア内の最上位電圧が250kV未満の場合は最上位電圧のみ。</p> <p>○個別の広域連系系統に関する整備計画の策定に当たり、送配電等業務指針に、以下の項目を定める旨定めていること。この際、既設の広域連系系統の設備状況(設備の劣化状況や、それを踏まえた更新計画等)を踏まえる旨定めていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討体制 ・ 検討開始方法 ・ 政府の政策方針の反映方法 ・ ルート選定、事業実施主体の選定方法 ・ 受益者の特定、費用負担についての決定方法 <p>○当該検討に当たって必要となる電力系統の安定度に関するシミュレーションその他の分析ツールを具備する旨定めていること。</p>
<p>法第28条の40 五 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。</p>	<p>○以下に掲げる場合その他送配電等業務の円滑な実施又は電気の安定供給の確保のため必要な場合に、広域機関が指導、勧告等を行う際の具体的な要件及び手順が明確に示されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号業務による監視を通じて、電気事業者が、需給バランスを確保する見込みがないと認められる場合。 ・第4号業務による取りまとめの結果、供給計画策定のためのガイドライン又は送配電等業務指針等に照らして不適切と認められる場合。 ・第6号業務による苦情の処理及び紛争の解決に当たり、必要が認められる場合。 ・第7号業務に係る連系線管理の業務に関し、電気事業者による運用容量又はマージンの算定が不適切と認められる場合。 ・第7号業務に係る系統アクセスの業務に関し、電気事業者が系統アクセス要請に対して適切な検討、回答を行っていないと認められる場合。

電気事業法	広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項
法第28条の40 六 送配電等業務 についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ○紛争の解決について、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)に準じた基準を踏まえた形で業務を行う旨定めていること。 ○あっせん・調停について、学識経験者及び弁護士等から構成される、独立性を持った組織が実施する体制を確立する旨定めていること。 ○苦情受付・相談を行うための業務体制を定めていること。
法第28条の40 七 送配電等業務 に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。 (次ページにつづく)	<p>【需給計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○この際、各事業者ごとの需給計画について、過去の需給の実績や、契約電力量などの情報に照らして、必要な供給力が確保される見込みを確認する旨定めていること。 <p>【連系線管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○連系線の監視及び利用管理(広域的な電力取引に係る連絡調整、長期的な容量確保及び混雑処理を含む。)に係る業務の手順について定めていること。 ○連系線の運用管理について、システムによる自動化を進めること等により、柔軟な運用を実現する旨定めていること。 ○運用容量及びマージンの妥当性を検討する旨、当該検討に当たって必要となる電力システムの安定度に関するシミュレーションその他の分析ツールを具備する旨、及び、当該検討の手順及びプロセスについて定めていること。 ○特定の供給区域において、再エネなどの変動電源の増加等に対して、調整力が不足することにより、当該特定の供給区域内において周波数調整ができない、又はできないおそれがあると認められる場合、連系線の空容量を活用し、広域的な周波数調整を行う旨定めていること(広域周波数調整)。 <p>【作業停止計画調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○翌年度及び翌々年度の作業停止計画調整について、各電気事業者から提出される電源設備、地域間連系線及び地内基幹送電線の作業停止計画原案を取りまとめ、これに伴い発生する送電線の停止や運用容量の変更に係る情報を各電気事業者に展開した上で、必要な調整を行い、調整後の作業停止計画を各電気事業者に通知する旨定めていること。 <p style="text-align: right;">(次ページにつづく)</p>

・第二段階における供給力確保義務の履行担保の確認を念頭に置いた業務。

・第4回WG参照。

電気事業法	広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項
<p>(前ページより)</p> <p>法第28条の40 七 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。</p>	<p>(前ページより)</p> <p>【系統情報の公表】 ○送配電等業務に関する情報提供について、「系統情報の公表の考え方」(平成26年3月、資源エネルギー庁)の考え方に基づく公表業務を行う旨定めていること。</p> <p>【系統アクセス】 ○1万kW以上の発電設備の系統アクセスに関する業務を行う旨定めていること。 ○「系統情報の公表の考え方」(平成26年3月、資源エネルギー庁)の考え方に基づき対応する旨定めていること。 ○系統連系希望者からの申込みがあった場合、アクセスの可否に係る検討を一般電気事業者に要請し、その回答を得て、当該回答の妥当性の確認、必要に応じて検証する旨定めていること。この検討は、連系線の状況に応じて、広域周波数調整が行われることを踏まえたものとする旨定めていること。 ○当該検討に当たって必要となる電力系統の安定度に関するシミュレーションその他の分析ツールを具備する旨定めていること。 ○電気事業者等からの検討依頼に対し、原則、3ヶ月以内に行い、系統連系希望者に回答を行う旨定めていること。 ○一定期間ごとに、一般電気事業者に対して申込みのあった案件を含め、系統アクセスに係る受付及び回答状況を取りまとめ、公表する旨定めていること。 ○一般電気事業者は、電源新增設などの際には、広域機関に申し込みを行う旨定めていること。</p> <p>【需要家スイッチング支援】 ○需要家スイッチング支援システムを開発し、小売全面自由化のタイミングまでに需要家の承諾を得た一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者が、需要家に関して必要な情報にアクセスできる環境を整える旨定めていること。</p> <p>【卸電力取引所との連絡調整】 ○一般社団法人日本卸電力取引所において成約した取引に関する連絡調整の方法について定めていること。</p>

・第4回及び第5回WG参照。

・第1回及び第4回WG参照。

・第3回WG参照。

電気事業法	広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項
<p>法第28条の40 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>(年次報告の作成) ○広域機関は、毎年度、将来の需給及び系統の在り方に係る知見を蓄積するとともに、広く情報発信をしていく観点から、以下の内容を含む報告書を作成・公表する旨定めていること。情報の蓄積及び分析に当たっては、大規模事故・災害等を想定した様々なケースを考慮したシミュレーション等調査研究を行い、大規模事故・災害等の対策オプションを検討する旨定めていること。 ・前年度までの需給(エリア毎の周波数変動、停電状況、リスク要因分析を含む。)、系統及びアクセス状況に係る統計データの蓄積、分析及び評価、 ・将来(翌年度、中長期)の需給及び系統の見通し</p> <p>(情報収集及び発信) ○広域機関業務に資する国内外の情報の収集、分析を行うとともに、広域機関の情報を国内外に積極的に発信する旨定めていること。</p> <p>(災害時等の対応) ○災害が発生した場合には、その災害の大きさに応じて、緊急対応本部を設置する旨定めていること。具体的には、以下の内容を定めていること。 ①参集基準(災害レベルと参集者のレベル) ②指揮体制(災害レベルに応じた陣頭指揮者) ③事業者が本部に報告すべき情報・項目 ④本部の権限と責任(行動計画の策定) ⑤現場の各電気事業者の責任 ○下記の情報について、国に報告を行う旨定めていること。 ・各供給区域の総需要、周波数、各発電所の出力、基幹送電線等の状況等運転情報 ・電力会社等に電力融通又は発電所の焼き増し等の指示を行った場合の情報提供 ・その他、国から要請があった場合の必要な情報提供 ○少なくとも年に1度、推進機関及び会員の連携体制を確認する観点から、災害等対策訓練を実施する旨定めていること。 ○広域機関自身が被災した場合に備え、業務継続計画(BCP)計画を策定する旨定めていること。</p>

電気事業法	広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項
<p>第28条の42 推進機関は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 前項の規定により報告又は資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、報告又は資料の提出をしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>○法第28条の42の報告又は資料の提出について、会員が提供すべき情報として、例えば、以下の内容を含むこととしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需給計画 ・作業停止計画 ・連系線利用計画 ・発電設備、流通設備の所在地、スペック ・電源車、携帯用発電機等の配備状況(燃料の確保状況を含む。) ・災害対策用資機材 ・災害対策要員(協力会社等含む。)の配置状況 ・需給調整契約の締結状況その他非常時に活用可能なデマンドレスポンスの確保情報 ・連系線の運用容量及びマージンの妥当性の検討に必要なデータ ・定款で定める事項(議決権に影響する情報等) ・その他広域機関がその業務を行う上で、必要性が生じた場合に、会員に対して求めるデータ
<p>第28条の43 会員は、業務規程で定めるところにより、推進機関に対し、常時その設置する発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の推進機関が行う第28条の40第1号に掲げる業務の遂行に必要な情報として業務規程で定めるものを提供しなければならない。</p>	<p>○法第28条の43の情報の提供について、会員が提供すべき情報として、各系統運用者(中央給電指令所、基幹給電指令所の指令機能)が常時監視している情報その他必要なデータを定めていること。</p> <p>○法第28条の43の会員による広域機関への情報提供について、情報項目ごとに、その提供に係る手続を定めていること。</p>
<p>第28条の44 推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。(以下略)</p>	<p>(第28条の40第2号業務参照)(再掲)</p> <p>○法第28条の44第1項の規定による指示をしたときは、直ちに、その指示の内容その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告する旨定めていること(法第28条の44第2項)。</p> <p>○法第28条の44第1項の規定による指示を受けた会員が正当な理由がなくてその指示に係る措置をとっていないと認めるときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告する旨定めていること(法第28条の44第3項)。</p>

○以下、「②その執行に関する事項」について、広域機関認可基準において、業務規程への記載を求めるべき主な事項を整理する。

広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項

【業務運営の基本方針】

○業務運営の基本方針を記載していること。

- ・広域機関は、平常時・緊急時を問わず、安定供給体制を抜本的に強化し、併せて電力コスト低減を図るため、従来の区域（エリア）概念を越えた全国大での需給調整機能を強化する等電力の広域的な運営を推進する役割を担う組織であること（基本原則）
- ・発電、送配電、小売のそれぞれの立場に対し、公平な業務運営を行うこと（公平性確保の原則）
- ・透明性の確保を原則とした業務運営を行うこと（透明性確保の原則）
- ・需要家の負担軽減等需要家利益の確保を心がけた業務運営を行うこと（需要家配慮の原則）

○広域機関が作成する年次報告や、国内外より収集した情報などを踏まえ、広域機関自身の業務改善を行う方法について定めていること。

【情報公表の原則】

○広域機関としての日常的な意思決定等、とりわけ、理事会、評議員会、或いは広域機関において個別課題に対応して設置される委員会等の議事については、以下のような公表することによって、国の安全が害されるおそれがある場合や特定の個人の権利利益を害するおそれがある場合などを除き、原則公表することとする旨及びその具体的手法について定めていること。

- ・国家や地方公共団体の重要な機能の喪失につながる情報
- ・特定の電力の受給契約に係る契約条件に係る情報

【事業者意見の聴取】

○理事会における決議事項のうち、送配電等業務指針の改定その他事業者の事業活動に大きな影響を及ぼす決議を行う場合には、その決議に先だって、会員その他の事業者の意見を聴取しなければならない旨、及び、その結果を原則公表する旨定めていること。

【専門家意見の聴取等】

○理事会における決議事項のうち、広域連系系統に関する全国の長期方針及び個別の整備計画の策定その他電力システムの運営に大きな影響を及ぼす決議を行う場合には、その決議に先立って、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取しなければならない旨、及び、その結果を原則公表する旨定めていること。

○業務の内容に応じて、弁護士、会計士や電力システムの運用に専門的な知見を有する者を、役員又は職員として確保する旨定めていること。また、これらの確保に向けた方針が明らかであること。

(次ページにつづく)

・送配電等業務指針は、運用の柔軟性を確保しつつ、事業者意見をしっかりと聞いた上で改訂することを担保することが必要ではないか。

・迅速な意思決定ができることが基本だが、広域連系系統に関する全国の長期方針及び個別の整備計画の策定等、案件によっては、専門家の意見を聞くべきものがあるのではないか。

広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項

(前ページより)

【事務局体制】

- 広域機関の運営事務を行うため、事務局を置く旨定めていること。
- 事務局は、総務、企画、計画、運用、紛争処理の機能を有することとする旨定めていること。

(参考) 事務局機能イメージ

- 総務： 総合調整、総会、理事会及び評議員会の運営、人事、経理、広報、系統情報公表、需要家スイッチング支援、システムの管理、災害対策、法務、契約事務
- 企画： 予算及び業務計画の原案の作成、定款、業務規程及び送配電等業務指針の運用、調査・研究・統計(年次報告の策定を含む。)、渉外、業務改善
- 計画： 長期の系統運用に係る事項(全国需要想定、供給信頼度評価、供給計画取りまとめ、設備形成計画、系統アクセス、(電源入札))
- 運用： 中短期の系統運用に係る事項(需給バランスの監視・管理、需給計画取りまとめ、作業停止計画調整、需給ひっ迫時の対応、連系線の管理・運用、広域周波数調整)
- 紛争処理： 苦情処理、紛争処理

- 上記機能については、それぞれの部門間で業務上の相関が高く、業務フロー上部門間での連携も発生し得ること、また、業務内容によっては年間を通じて業務負荷の粗密も想定されることから、部門間の垣根が高くなりすぎないように配慮するとともに、総合調整機能における部門間調整が実質的に働く仕組みが設けられていること。
- 事務局の長として、事務局業務を総括する業務を行うため事務局長を置く旨定めていること。
- 電気の需給や送配電等業務に係る調査・研究を行う十分な体制を確保していること。
- 監事が行う業務監査が有効に機能するよう、体制面の配慮がなされていること。
- 事務局の体制に関し、多様な専門性を有した十分な数の職員を確保する旨定めていること。
- 職員の採用の方法について定めていること。
- 電気事業者からの出向者が職員となる場合には、その業務ごとに、特定のグループの出身者によって著しく多数を占めることのないよう配置する旨定めていること。また、系統、発電、小売など、多様な部門の経験を有する者をバランスよく配置する旨又は配置する計画を定めていること。さらに、長期継続的な組織の性格にかんがみ、プロパー人材もバランス良く配置する旨定めていること。加えて、任期付き任用等のフレキシブルな雇用形態による体制確保を含め、柔軟かつ機動的な事務局体制とする旨定めていること。
- 我が国の成長戦略において「女性の活躍推進」が位置付けられ、第3次男女共同参画基本計画においても女性管理職、職員の登用について様々な目標が講じられていることを踏まえ、女性を積極的に登用する旨定めていること。

(次ページにつづく)

・業務の中立性を確保するため、職員の配置について記載することが必要ではないか。

広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項

(前ページより)

【職員等の行動規範】

○職員及び職員であった者に関し、以下の内容を含む行動規範を定めていること。また、職員等の処分に関する事項を定めていること。

- ①業務遂行上の法令の遵守に関する事項
- ②職員及びこれらの職にあった者の職務上知り得た秘密の漏えい及び自己の利益の目的のために使用することの禁止に関する事項
- ③システム利用者に関する個人情報保護に関する事項
- ④業務上創造された知的財産の保護に関する事項
- ⑤特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動及び差別的取扱いの禁止に関する事項
- ⑥倫理的行動に関する事項
- ⑦職員による有価証券等の売買に関する事項
- ⑧他の組織から出向している職員が出向元と利害関係を有する業務に主担当として携わることを禁止するなど、適切な業務執行が行われるためのルール

【情報管理】

○情報漏えい、盗用等を防ぐための具体的な手法等を定めていること。

- ・就業規則等において、在籍中又は退職若しくは解雇により職員としての地位を失った後も、広域機関の機密事項を不正に開示したり、不正に利用したりすることを禁ずる旨定めることとしていること。
- ・職員として就任する時は、当該職員に対し、いかなる者に対しても秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨の誓約書に署名させることとしていること。
- ・退職する時には、当該職員に対し、いかなる者に対しても、在職中に得た秘密情報を不正に開示し、又は不正に利用しないことを誓約する旨の誓約書に署名させることとしていること。
- ・広域機関と出向元の間で交わされる出向協定書等において、他の組織から出向している職員が当該出向期間終了後、出向元に復帰した場合において、職務上知り得た秘密の保持義務の違反等、行動規範に反する行為をした場合の出向元における当該職員に対する処分に関する事項等を定めることとしていること。
- ・秘密情報管理規定等において、秘密情報の管理体制、職員が秘密情報を取得した場合の当該情報の取扱い等を定めることとしていること。

○高度な透明性が求められる組織となることにかんがみ、公文書等の管理に関する法律において、独立行政法人等が行うこととされている管理に準じた管理を行う旨定めていること。

○適切なサイバーセキュリティ対策を確保する旨定めていること。

・業界向けに、情報管理に関する様々なガイドラインが公表されているところ、最低限、これらのガイドラインに記載されている情報管理策を講じておくことが必要

(次ページにつづく)

広域機関認可基準において業務規程への記載を求めるべき主な事項

(前ページより)

【情報処理システム】

○広域機関が整備・運用する情報処理システムについて、法制度や各種ルールの見直しが行われた場合や、情報処理システムの利用者の利便性の観点から改善の必要性が生じた場合などにおけるアップデートが柔軟かつ効率的に行えるような設計とし、かつ、機能拡張性を備えたものとする旨定めていること。

○情報処理システムの利用者から改善要請を広く受け付けるとともに、その内容に応じ、アップデートの検討を行う旨定めていること。

○情報処理システムに係る役務又は物品の調達に当たっては、何らかの募集行為を行うなど、透明性及び公平性を適切に確保する旨定めていること。

【業務時間、業務場所】

○広域機関が業務を行う時間、場所について定めていること。また、需給及び系統の監視・管理業務については、常時行う旨定めていること。

【緊急時の業務継続に関する事項】

○広域機関の本拠点が被災し、その機能が失われたとしても、他の代替拠点において、速やかに業務を継続又は再開できる体制を整える旨定めていること。

(3) その他業務の運営に関する事項

- 前頁までに記載した事項の他、業務の運営について、広域機関認可基準において求めるべき主な事項は以下のとおり。
- これらの事項は、定款及び業務規程の他に、認可申請に当たって提出すべき書類において確認することが必要。

広域機関認可基準において求めるべき主な事項

経理的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ○業務運営に必要な情報処理システムの設置、維持・運用も含め、機関がその業務を実施するために適切な水準の財産及び運転資金が確保されていること。 ○会費を徴収する仕組み、体制が整っていること。 ○一般電気事業者が徴収する託送料金の中から機関の運営費を徴収する仕組み、体制が整っていること。 ○その他、運転資金の調達方法、借入金の返済計画の確実性等業務を健全な状態で持続的に実施できるだけの財政面での確実性を有すること。 ○経理を行うに十分な人員の確保及び業務体制(不正を防止するための方策も含む。)が整う見込みがあること。
技術的基礎	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対応のある組織であることにかんがみ、緊急時も含めて適確に業務遂行するに足る十分な情報を集約できていること。また、必要な施設及び設備を有し、または賃借等により整えていること。さらに、これを操ることができるだけの専門性を兼ね備えていること。 ○事業者とのデータのやりとりが多い組織であることにかんがみ、業務に使用する情報提供及び連絡調整のための情報処理システムが効率性・個人情報保護等にも配慮しつつ、技術革新等に適切に対応できるよう十分な拡張性が兼ね備えられていること。 ○役員が十分な技術的知識・経験等を有していること及び実施計画を円滑に実施するために必要な能力を有していること。 ○技術的知識・経験等を有する職員が十分に確保される見込みがあること。またその職員の適切な配置の見込みがあること。 ○実施計画を実施するために十分な施設及び設備を保有し、又は賃借等により整えていること。 ○施設及び設備の管理責任者が確実に選任される見込みがあること。 ○情報提供及び連絡調整の実施に使用する情報処理システムが、効率性やセキュリティに配慮しつつ、技術革新等に適切に対応できるよう十分な拡張性が兼ね備えられているものであること。
業務継続性	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対応を求められる組織であることにかんがみ、事務所、情報処理システム、情報の伝送手段に関して、多重化が図られていること、又は図られる確実性の高い具体的な計画を有していること。
業務開始までの準備計画	<ul style="list-style-type: none"> ○電気事業法の施行に伴い法人を登記し、広域機関が正式に設立され、業務を開始するまでの間に必要となる準備に関する計画について、想定される必要な事項が具体的に特定され、計画的になされる旨が表明されていること。

- 広域機関の発起人になろうとする者は、認可の申請に当たって、**認可申請書**(名称、事務所の所在地、役員の名及び住所並びに会員の商号を記載。)、**定款**、**業務規程**、**その他経済産業省令で定める書類**を提出することが必要。
- 電気事業法第28条の15各号への適合性を確認する観点から、少なくとも、省令では以下の書類を求めることが必要。

認可申請書に添付すべき書類		確認事項
定款		(一)定款・業務規程の内容が法令に適合していること (二)定款・業務規程に虚偽の記載がないこと (四)業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実に認められること
業務規程		
その他経済産業省令で定める書類	①発起人の氏名(発起人が法人である場合には、その法人の名称。以下同じ。)を記載した書類 ②創立総会の開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た電気事業者の名称及び代表者名を記載した書類 ③創立総会に出席した電気事業者の名称及び発起人の氏名を記載した書類 ④創立総会の議事、決議した事項及びその議事録	(一)設立の手續が法令に適合していること
	⑤役員となろうとする者の氏名、住所及び略歴を記載した書類、その就任の承諾を証する書類並びに選任しようとする役員が法第二十八条の二十一各号のいずれにも該当しないことを誓約した書類	(三)役員の中に第28条の21各号のいずれかに該当する者がいないこと
	①経理的基礎を証する書類(事業開始年度における事業及び資金の計画を記載した書類を含む。) ②技術的基礎を証する書類(業務に用いる設備の概要及びその所有又は借入れの別並びに当該設備に関する整備計画を記載した書類を含む。) ③業務継続性に関する書類 ④業務開始までに必要な準備に関する計画	(四)業務の運営が公正かつ適正に行われることが確実に認められること
	①組織の概要及び組織がこの法律の規定に適合することを説明した書類 ②役員及び職員の配置の見込み並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類	(五)当該申請に係る推進機関の組織がこの法律の規定に適合するものであること

(参考資料)
第1回WG資料(抄)

【広域的運営推進機関の業務】

電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進めるとともに、全国大で平常時・緊急時の需給調整機能を強化。

(1) 計画業務

供給計画をとりまとめる。その際に、将来の需要想定に対して適正に供給信頼度が確保されているかの評価を行うとともに、必要な広域連系系統(地域間連系線及び地内基幹送電線※)の送電インフラの増強を指導・勧告(必要に応じて国に意見具申)。

(参考) 参照条文

← 第28条の40 第4号
第29条

(2) 運用業務

① 平常時

需給運用に必要となる長期から短期(月間・週間・翌日等)の計画策定に際して、広域的運営の観点から必要となる、送電設備や電源の作業停止計画の調整等を行い給電計画を調整。また、実需給断面においても、再エネなどの変動電源の増加にも柔軟に対応した広域連系系統の潮流の管理等を行い、各エリアの送配電事業者とも協力して、広域的な運用の調整を実施。

← 第28条の40 第1号, 第7号

② 災害時等の需給ひっ迫時

実需給直前のタイミングでも市場の活用を図ってもなお供給力不足が見込まれる状況においては、電源の焚き増しや電力融通等を指示することで需給調整を実施。

← 第28条の40 第1号, 第2号
第28条の44

(3) 系統アクセス業務

系統利用者の系統への接続検討の受付、検討結果の通知等。

← 第28条の40 第7号

(4) 系統情報の公開

連系線、各エリア内の送電系統に関する情報の収集・公開。

← 第28条の40 第7号, 第28条の42

(5) 1時間前市場の運営(P)

全国大での発電の経済的・効率的運用(広域メリットオーダー)を進めるため、実需給の1時間前まで発電事業者・小売事業者が取引を行うことができる市場運営を実施。

← (広域機関において本業務を行う場合には、電事法で業務追加することを検討)

(6) 苦情の処理

(7) 調査・統計、渉外業務

事業者データを多々扱うこととなるため、その整理・管理等を実施。また、海外の送配電事業者等に対するフロント業務も担うため、渉外業務についてもスタッフを配置。

← 第28条の40 第6号

← 第28条の40 第8号, 第9号

～以下は、小売の全面自由化に伴い、業務として追加の方向(P)～

(8) 容量市場の運営

(9) 電源入札

本資料において参照している電気事業法の条文に関連した記述については、先の通常国会(第183回国会)に政府より提出した法案におけるもの

※使用電圧が250kV以上のもの及び最上位電圧から2階級までのもの。

ただし、エリア内の最上位電圧が250kV未満の場合は最上位電圧のみ。(以下、「地内基幹送電線」という)

設置場所については、2000㎡程度以上のスペースが必要。加えて、例えば、以下のような要件を満たすことが必要。

【設置場所に求められる要件】

(1) 業務継続性に関する要件

24h365日の業務運営が不可欠であり、自然災害等から被災しにくいことが必要。また、システム運用者、システム利用者との間で、特に、連系線等の潮流の常時管理・制御が可能となるよう、通信設備の信頼性が不可欠。

→ **要件1: 建屋、場所等が自然災害等に対する頑強さを有し、電源の確保などの点において、業務継続性に不安がないこと**

→→ 電源供給が多重化され常時の電力供給が確保できること

(非常用電源や複数回線の引込線などにより、電源供給が多重化されていること、非常用電源の水密性が確保されていること、商業ビルに入居する場合においても、ビル側の電気設備点検時等においても電力供給が停止しないことなど)

→→ 建屋については、耐震、防災対策が十分に施されていること

(新耐震基準を満たしていること、積載荷重(蓄電池等)上の要件を満たしていること、中央防災会議・自治体等の公的機関が想定する自然災害への防災対策が実施済みであること、サーバー設置箇所が地震動に対して影響を受けないこと(免震構造等))

→ **要件2: 送配電事業者との通信など、現在の電力会社の中央給電指令所と同等の通信手段が常時確保できること**

→→ マイクロ波無線回線又は光ケーブル(洞道)による複数ルートの通信回線の構築が可能であること

※ 今後の業務追加の可能性(電源入札、市場運営)も考慮すると、スペースの拡張性があることが望ましい

(2) 早期の体制整備の必要性

広域的運営推進機関は、2年後を目途に業務を開始し、3年後を目途に新規システムを使った業務を開始予定。これらのタイミングに沿った業務実施体制を整備していくためには、上記要求に合致した既存施設(一般電気事業者等の施設)への入居、流用等を積極的に考えていくべき。

→ **要件3: 早期の業務体制が確保されること(既存施設への入居・流用等)**

(3) 外部からの遮断性

業務上の性格から、不特定多数が自由にアクセスできない環境が必要。

→ **要件4: 特に、一般の商業ビル等に入居する場合には、出入口のセキュリティが確保されていること**

【ロケーションの考え方】

国との関係でも、各種の意思疎通が密であることが必要となること、会員たる電気事業者にとっても往訪しやすいよう、首都圏で、かつ交通の利便性についても重要なファクターとして考えていくことが必要。(運用関連業務に関するバックアップ機能については、この限りではない。)

→ **要件5: アクセスのしやすい交通の利便性の高い場所であること(東京都中心部)**

【留意事項】

機関の公共的性格にかんがみ、設置場所の選定に当たっては、透明性が確保されることが必要。

他方、当面は、契約主体となるべき者が存在していない状況の中で、電源、通信環境の整備等に必要な基礎工事的なりリードタイムを考慮すると、早めに設置場所の目星をつけておくことも必要であり、場合によっては公募入札に代わる手段についても工夫が必要。

会員（すべての電気事業者）

総会

【論点】

議決権

立場の異なる会員の意思決定の実質的公平性を担保するためには、単純な一会員一票ではなく、電気事業者の事業者カテゴリー間で公平になるような議決権設定が必要。

評議員会で議論すべき内容

広域機関が電気事業者の集まりであるため、電気事業者以外の者（需要家、学識経験者等）に入っていて、議論を客観化、透明化することが必要。

定款・業務規程、予算・決算など

総会の招集

役員
の
選解任等

業務監査
必要に応じ意見提出

理事長（1名）

監事（1名以上）

理事（2名以上）

任命

評議員（20名以内）

運営に関する
重要事項を審議

職員（事務局）

職員の専門性と中立性

広域機関の事務局職員について、特に運用業務などにおいては専門性を有し実務に精通した人材を集めることが必要。他方、特定の事業者からの出身者に偏った編成とならないよう、中立性に留意が必要。

理事の数、属性等

総会同様、立場の異なる会員の意思決定の実質的公平性を担保するため、ある特定の事業者カテゴリー出身者が突出しないようにしていくことが必要。（理事には、電気事業者以外の者も選任可能。）

理事の常勤性・専門性

24hでの各種連絡調整業務、緊急時の対応に対して、責任ある判断と対応を行い、アカウントビリティを果たすことが必要。このため、理事長、主要理事は最低限常勤であることが必要。また、電力系統やその運用に関して精通した者が選任されることが必要。

【総会での決議事項】

総会の役割は、会員すべてで組織の「かたち」や基本的な業務運営方法などについて決めていくことが想定される。このため、以下の事項については、総会の決議を経るものと考えていくことでどうか。

- 定款の変更
- 予算の決定又は変更、決算
- 業務規程の変更
- 役員を選解任
- 会費に関する事項(→ 対象とする場合には、定款において記載が必要。)
- 事業計画及び事業報告書(→ 対象とする場合には、定款において記載が必要。)

【開催頻度のイメージ】

通常総会については、年1回(決算が整うタイミング)

次年度の計画・予算の決定等のために年度末にも開催。

(アドホックに決議すべき事項が発生した場合には、上記に加えて都度開催。)

【参照条文】

(役員を選任、任期及び解任)

第28条の23 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

(総会の招集)

第28条の31 理事長は定款で定めるところにより、毎事業年度1回総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認める時は、臨時総会を招集することができる。

(総会の決議事項)

第28条の33 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更

【理事会での決議事項】

広域機関において、定款、業務規程により定められている組織運営を迅速に行っていくため、役員が一堂に会する理事会を組織することは有効。このため、機関における日常的な意思決定機関としての理事会を開催していくことが適切。

- 総会に諮るべき事項
- 日常的な業務執行に関する判断(電気事業者に対する指示、指導・勧告、電気事業者からの報告や資料提出の受理等も含む。)
- 送配電等業務指針の策定、改定
- 事業計画及び事業報告書のとりまとめ
- 各電気事業者から受け取った供給計画のとりまとめ、検討、国への意見具申内容の決定
- 理事会の下で特定の論点に関する専門的な意見集約等を目的とした委員会を設置する場合には、当該設置及び改廃に関する判断、委員長及び委員の任命等

【開催頻度のイメージ】

新組織において判断(他の類例も参考にすれば、月1回程度か)

二 予算の決定又は変更

三 業務規程の変更

四 決算

五 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

(臨時総会)

第28条の36 総会員の五分之一から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分之一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

広域機関の会員となる電気事業者は、系統運用や系統計画といった送配電業務を自ら担う一般電気事業者と、卸電気事業者や特定規模電気事業者のような、一般電気事業者の送配電システムを利用する事業者のように立場が異なる。このため、意思決定の実質的な公平性を担保するためには、会員の議決権は、完全に平等とせず、事業者の性格に着目をして一定の傾斜をつけることが考えられる。

※その他、広域運営の推進への貢献度等に応じて、議決権に傾斜をかけることも一案か。

【現行のESCJでの議決権、検討中の制度改正に伴う事業者区分の変化】

(1) 現行のESCJの会員の議決権に関する考え方

ESCJにおいては、現行の電気事業法の事業者区分に基づき、利害関係を有するグループを以下のように分類し、各グループのいずれもが、他より突出した議決権を保有しないように、それぞれが、1:1:1:1となるように議決権を配分。

- ◆ 一般電気事業者：ネットワークの運用業務を実施していることに着目
- ◆ 特定規模電気事業者（新電力）：一般電気事業者のネットワークを利用する、一般電気事業者以外の小売事業者
- ◆ 卸事業者・自家発電設置者：発電設備を有する者（電気事業者以外の者も含まれる）
- ◆ 中立者：上記以外（系統利用者以外）

(2) 広域機関設立段階（2015年予定）での電気事業法上の電気事業者区分は変更無し

(3) 小売参入自由化実施（2016年予定）時点で新たなライセンス制度を導入。これに伴い、電気事業法上の事業者区分は変更。

【事業者区分のイメージ】（詳細は第2回WG以降で議論予定）

- ◆ 発電事業者：小売事業者又は送配電事業者（系統運用者）に対して電気を供給する事業を営む者
- ◆ 送配電事業者：ネットワークを運用し、系統利用者に対する送配電サービスを提供する事業を営む者、或いは、送配電設備を所有し他社に利用させている者
- ◆ 小売事業者：電気の利用者の需要に応じて電気を供給する者

【参照条文】

（会員の議決権）

第28条の38 各会員の議決権は、平等とする。

2（略）

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（議決権のない場合）

第28条の39 推進機関と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

【総会の議決権の考え方】

事業ライセンスによりネットワーク利用上の義務も異なり、広域機関に関与していく上でも利害が異なることとなる。他方、現状でも、送配電事業者は10社余、小売事業者となる者は100社程と事業者数も大きく異なる。

（発電事業者は、小売参入全面自由化段階では、数百ないしこれ以上となることも想定される。）

→ このため、**広域機関の総会の議決権については、小売参入全面自由化実施時点での事業者区分ごとに議決権が対等となるように設定することでいかがか。**

※ なお、理事会においても、特定のステークホルダー出身者に理事数が著しく偏ったり、意向が偏ったりすることのないよう、中立性・公平性を担保した形での運営が必要。

平成25年5月31日 衆議院 経済産業委員会

○宮崎政久議員

次に、広域的運営推進機関について質問をさせていただきたいと思っております。

この広域的運営推進機関には、現行の送配電等業務支援機関、ESCJでありますけれども、このESCJとは異なって、各電気事業者に電源のたき増しや区域を越えた電力融通を指示できる、こういう権限が与えられているほか、周波数変換設備や地域間連系線の増強、需給バランスの調整、供給計画の取りまとめなど、より大きな役割が与えられるということが法案上も明記をされております。このような役割ゆえに高い公益性が求められる、だからこそ認可法人として設立されることになる、午前中もこのような御説明がありました。

.....(中略)

また、議決権のあり方については、法案の第二十八条の三十八第一項で、各会員の議決権は、平等とすると定められておりますが、単純に一社一票のような形式的な平等でいいのか、実質的な平等のような観点も必要なのか。現行のESCJでは、有識者グループとか一般電気事業者グループと、グループごとに議決権が平等になるような工夫もされておると聞いております。

この会費と議決権のあり方、組織の公平性、中立性を担保するという点から、お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○政府参考人

.....(前略) それから、次に、議決権であります。

御指摘のように、法案第二十八条の三十八第一項において、議決権については平等であることが原則であるというふうに規定をしております。ただ、その上で、第三項におきまして、定款において別の定めがある場合には、この平等原則を適用しないということにしております。

現在、ESCJにおきましても、一般電気事業者のグループ、卸・自家発のグループ、新電力のグループ、有識者のグループ、これがそれぞれ、一対一の一対一の議決権を保有することになっておきまして、数に応じた形式的な平等性ではなく、実質的な公平性を確保することとされております。

広域的運営推進機関におきましても、この会員となる電気事業者は、一般電気事業者のほか、卸電気事業者でありますとか特定規模電気事業者のような、立場の違う者が会員になるわけでありまして、御指摘のように、広域的運営推進機関の意思決定の実質的な公平性を確保するために、単に形式的に会員の議決権を平等にするというものではなくて、事業者の性格に着目して一定の傾斜をつけ、実質的な公平性を確保し、ガバナンスを保っていくということが必要であるというふうに考えております。

【評議員会の位置づけ】

改正電気事業法案においては、評議員会については、機関の運営に関する重要事項を審議することが規定されているのみ。

したがって、その機能を明確化することが必要。

広域機関は、電気事業者からなる組織であり、需要家、電気事業者でない関係者の意向が踏まえられにくい組織となっているため、

- 需要家等についても評議員として広域機関の運営に関する重要事項を審議することを可能とする
- 重要事項については、機関としての意思決定に際して、評議員会での審議を経ることとし、定款において、理事長への意見具申等が可能とすることにより、機関の運営の中立性、客観性を向上させることが適当。

【評議員会において審議すべき事項の例】

機関としての意思決定に際して、予め評議員会での審議が適切と思われる事項

- 機関のガバナンスに関する事項
- 連系線等の整備計画に関する事項(負担の在り方も含む。)
- 需給計画、系統計画のとりまとめ

また、一定の期間ごとに案件をまとめて審議することが適切と思われる事項

- 系統アクセスに関する機関の活動状況
- 苦情処理、指導・勧告、指示等に関する事項
- 系統の信頼度評価に関する事項

【参照条文】

(評議員会)

第28条の27 推進機関に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

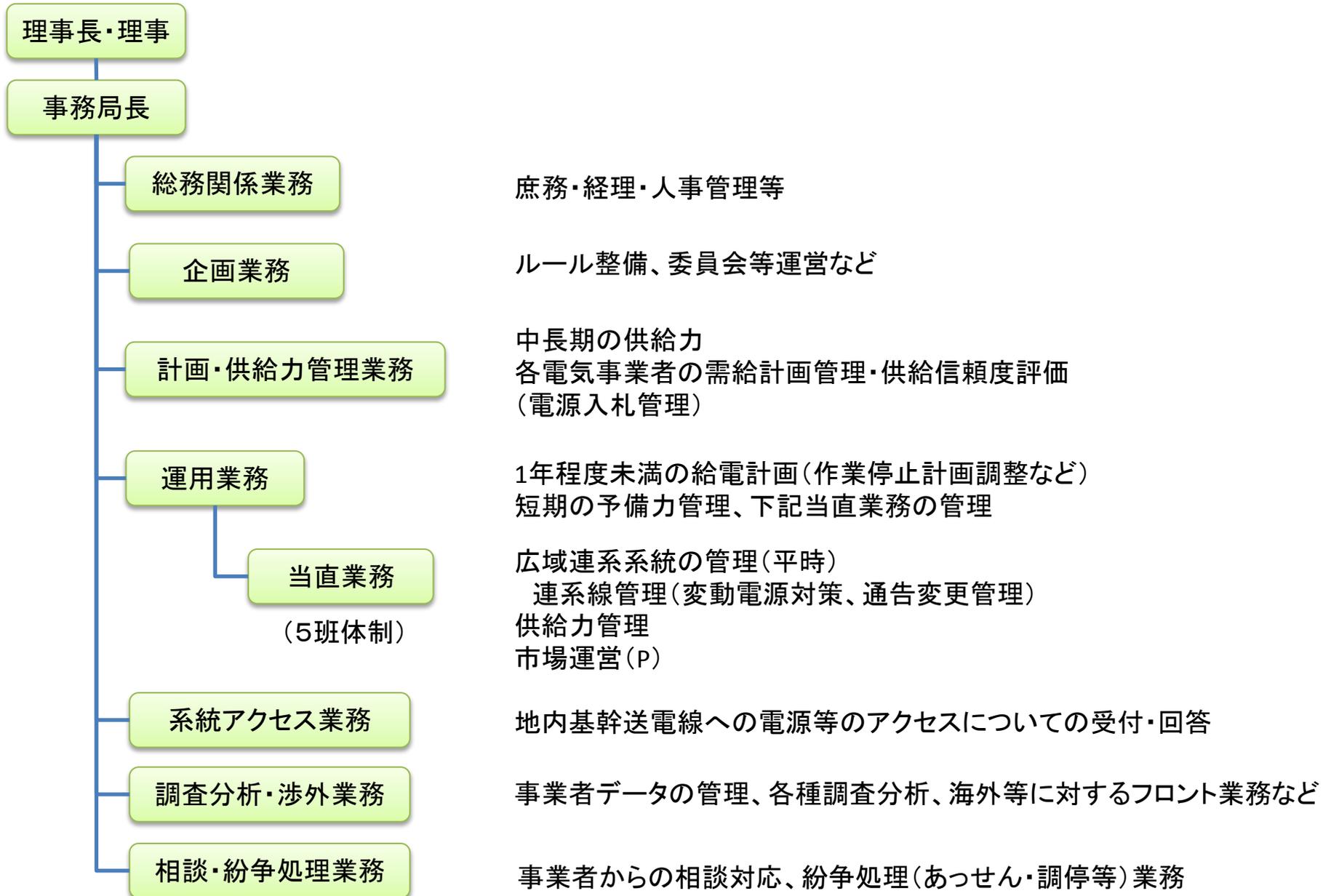
- 2 評議員会は、評議員二十名以内で組織する。
- 3 評議員は、電気事業について学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員及び職員等の秘密保持義務)

第28条の29 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、推進機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

広域的運営推進機関の業務運営体制としては、大まかに以下のような形態が考えられる。
(市場運営等の業務を行うのか否かによっても人員規模は異なるが、ざっと100~200名程度か。)



【法律上の位置づけ】

広域機関制度は、すべての電気事業者に対して加入義務を課すことにより、電気事業者の参画は担保。他方、卸供給事業者、再エネ事業者、自家発電設置者等（以下、発電設備設置者）については、電気事業者でないがゆえに、制度上、機関の会員に位置づけられない。

【発電設備設置者の方々の関与の在り方】

小売参入の自由化を進める段階で、現行の一般電気事業制度を見直すこととなるが、この段階で、一定の要件を満たす発電設備設置者については、発電事業者に位置づける方向を検討。

しかるに、それまでの間についても、実質的に、機関の業務運営に対して、必要な参画を可能としていくことを運営上担保していくことが必要ではないか。

（具体的な参画の在り方（例））

- 準会員の位置づけ、法律上の議決権はないものの、総会、理事会等に出席し発言等を可能とする。
（定款、業務規程等において、所要の担保が必要であるが、実質的には会員に近い対応が可能。）

【参照条文】

（会員の資格等）

- 第28条の10 推進機関の会員の資格を有する者は、電気事業者に限る。
- 2 推進機関は、会員の資格を有する者の加入を拒み、又はその加入について不当な条件を付してはならない。

（加入義務等）

- 第28条の11 電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならない。
- 2 第3条第1項の許可を受けて電気事業（特定規模電気事業を除く。）を営もうとする者は、その許可の申請又は届出に先立って、推進機関に加入する手続きをとらなければならない。
 - 3 前項の規定により推進機関に加入する手続きをとつた者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。
 - 4 電気事業者は、推進機関に加入した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（脱退等）

- 第28条の12 会員（特定規模電気事業者である会員を除く。）は、第15条第1項から第4項までの規定による第3条第1項の許可の取消しにより、当然、推進機関を脱退する。
- 2 会員は、次に掲げる場合を除き、推進機関を脱退することができない。
 - 一 第15条第1項から第4項までの規定により第3条第1項の許可が取り消された場合
 - 二 第14条第1項の許可（電気事業（特定規模電気事業を除く。）の全部の廃止に係るものに限る。）を受ける場合
 - 三 第16条の2第3項の届出をする場合
 - 四 その他経済産業省令で定める場合

業務規程記載事項としては、例えば、以下の事項を想定。

【業務運営の基本となる事項】

- ①業務運営の基本的方針に関する事項
- ②組織運営等の体制に関する事項
(事務局体制、労務管理等について記載。定款において、法律に追加して委員会等の会議を置く場合には、当該会議に関する事項も記載することが必要ではないか。)
- ③業務運営の透明性(公開原則)に関する事項
(理事会、評議員会、或いは機関において個別課題に対応して設置される委員会等会議体の議事については、原則公表することとし、その具体的手法等について記載)
- ④職員の行動規範 ※役員 of 行動規範に関しては定款に記載
- ⑤職員の処分に関する事項
※会員及び役員 of 処分に関しては定款に記載
- ⑥帳簿、書類、事業者等から収受する情報の管理に関する事項
(情報漏えい、盗用等を防ぐための具体的な手法等について記載)
- ⑦広報に関する事項

【各種業務の実施に係る具体的手法に関する事項】

以下のような広域機関が行う業務に関する具体的な内容及びその運営方法(会員に対する指導、勧告の手続きなども含む。)について明らかにしておくことが必要ではないか。

- ①計画業務
 - 需要想定
 - 需給計画・系統計画のとりまとめ(1年～10年程度先)
 - 予備力・供給信頼度評価
 - 広域連系系統の送電インフラ増強の評価と設備形成計画
- ②運用業務
 - a) 平常時
 - 給電計画(1年以内:月間、週間、翌日、1時間前等)の策定に必要な送電設備や電源の作業停止計画の調整等の実施
 - 広域連系系統の潮流等の管理と必要な調整
 - b) 緊急時
 - 電力需給が悪化し、又はそのおそれがある場合の需給状況改善のための会員に対する指示(電源焼き増し、予備力開放、融通)及び当該指示の手順
- ③系統アクセス業務
- ④系統情報の公表
- ⑤市場運営業務(P)
- ⑥電気供給事業者に対する指導、勧告、電気供給事業者からの苦情処理、紛争解決
- ⑦その他、設置目的を達成するために必要な調査・統計、渉外業務

【定款記載事項と業務規程記載事項との関係】

定款においては、改正電事法第28条の18に規定する事項について、その設置、機能・権限、範囲等の基本的な事項を規定。他方、業務規程においては、業務の運営に当たっての具体的な手法・手続き等について規定。

【送配電等業務指針との関係】

設備形成、系統アクセス、需給計画、系統運用、情報公開等の個別業務に関するサブスタンシヤルなルールについては、別途機関において送配電等業務指針において記載。業務規程においては、当該指針に基づいて行う業務の運営に関する手続き等について記載。

**改正電気事業法の規定に基づき、広域機関において、送配電等業務に関するルールを整備し、送配電等業務指針として策定し、国の認可を受けることとなっている。
(変更についても同様)**

【論点】

(1) 送配電等業務指針において定めるべき事項

送配電等業務指針においては、システムの増強、システムアクセスに関する事項のほか、広域機関の設立趣旨でもある長期の供給力確保や、緊急時の広域的な需給調整等の仕組みについても、広域機関及び各電気事業者が守るべき事項について整理していくことが必要ではないか。

- ① 流通設備形成
- ② システムアクセス
- ③ 需給計画・系統計画
- ④ 中長期の供給力確保
- ⑤ システム運用
- ⑥ 情報公開

(2) 送配電等業務指針の策定プロセス

現行のESCJルール(電力系統利用協議会ルール)を活用できる部分もあるものの、現行の送配電等業務支援機関の制度においては予定されていない、系統増強に関する事項や、広域的な運営の推進に関する事項、システムアクセスに関する受付業務に関する事項などについては、ルールの見直し、又は、新たなルール整備が必要ではないか。

【参照条文】

(業務)

第28条の40 推進機関は、第28条の4の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、二 (略)

三 送配電等業務(一般電気事業者及び卸電気事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この条において同じ。)の実施に関する基本的な指針(第28条の45、第28条の46及び第29条第2項において、「送配電等業務指針」という。)を策定すること。

四以下略

(送配電等業務指針)

第28条の45 送配電等業務指針とは、次の事項を定めるものとする。

一 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項

二 発電用の電気工作物と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に関する事項

三 その他経済産業省令で定める事項

(送配電等業務指針の認可)

第28条の46 送配電等業務指針は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更(経済産業省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)についても、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る送配電等業務指針が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 内容が法令に違反しないこと。

二 策定又は変更の手続きが法令及び定款に違反しないこと。

三 不当に差別的でないこと

3 経済産業大臣は、送配電等業務指針が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、推進機関に対してその送配電等業務指針を変更すべきことを命じなければならない。

4 推進機関は、第1項の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をした時は、遅滞なく、その変更した送配電等業務指針を経済産業大臣に届け出なければならない。

送配電等業務指針の記載事項としては、例えば、以下の事項を想定。

【送配電等業務指針に盛り込むべき事項】

(1) 流通設備形成(改正電事法第28条の45第1号関係)

①送配電設備の増強に対する考え方

電源開発や需要増に伴う場合、系統信頼度維持対策を行う場合、広域系統運用の拡大の観点から必要となる場合

※ 機関での議論の仕方については、業務規程に記載。

②送配電設備計画の策定手法

系統の構成や設備形成の基本的な考え方

(2) 系統アクセス(改正電事法第28条の45第2号関係)

①発電側、需要側のそれぞれについて、以下の事項を記載。

○アクセス検討の手続き、標準処理期間、回答に含まれるべき事項

○接続時の要件

発電設備側については、保安通信設備等の考え方、電圧変動対策、短絡容量対策、保護装置等を記載。需要側については、保護装置、高調波対策等について記載。

○工事費負担に関する考え方

○計画変更等に対する取扱い

※法律上は発電側についての規定となっているため、需要側については、右欄の省令記載事項として整理していく予定。)

②広域機関で取り扱う対象となる系統アクセス案件

その他必要となるルール(経済産業省令にて記載予定)

(3) 需給計画・系統計画

①需要想定の方定手法

需要想定に関する基本的な考え方

②需給計画・系統計画の方定手法

広域的運営の観点から必要となる調整についての考え方

(4) 中長期の供給力確保

①予備力管理・系統信頼度評価

長期の供給力確保の考え方、送配電事業者(系統運用者)が中長期的に調達する供給力の考え方

系統信頼度評価の考え方(信頼度評価に用いる潮流条件、事故・故障発生時における有効電力、周波数、電圧の維持すべき目標に関する考え方)

②電源入札の考え方(どういふ段階で入札プロセスに入るかの基準など)

※ 実際の手続きについては、業務規程に記載。

※ 小売自由化の制度見直しに伴い業務追加予定

(4) 系統運用

①系統運用に必要となる供給力の調達に関する考え方

②送配電設備の作業停止等に伴う調整の考え方

※ 広域連系系統に関する業務運営方法については、業務規程に記載。

③連系線等の運用容量の設定の考え方

④連系線運用

連系線の通告値運用の考え方(連絡ルート、連絡すべき項目、タイミング等)、広域での周波数調整についての考え方

⑤広域メルトオーダーの実現に向けた考え方

⑥混雑処理の方法

⑦需給ひっ迫時の調整、給電指令の方法

平常時、異常時の運用における給電指令、需給ひっ迫時における広域での応援指示の考え方、優先給電指令の発動基準及び考え方

(5) 情報公開

①広域連系系統に関する情報公開の考え方

「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月)は、必要条件。

②各送配電事業者のルールの公開の考え方

【基本的な考え方】

- ESCJでは、送配電等業務の公平性・透明性確保、送配電等業務の円滑な実施を確保するために必要な相談、苦情の処理、あっせん、調停および指導・勧告を行っている。
- 広域的運営推進機関においても、引き続き紛争処理の枠組みを構築していくことが重要。

【論点】

- 新機関では、直接システムアクセス業務(システム連系協議)等の業務を行うことになるため、紛争処理を行う組織については、新機関内で一定の独立性を確保していくことが重要ではないか。

	ESCJ	広域的運営推進機関
解決のための組織	<p><苦情・相談> システム利用相談室</p> <p><あっせん・調停> : ADR認証取得 システム利用紛争解決パネル</p> <p><指導・勧告> ルール監視委員会</p>	<p>○ESCJと同様の中立的な組織を設置。ESCJと同様ADR認証を取得を目指す。</p> <p><苦情・相談> システム利用相談室(仮称)</p> <p><あっせん・調停> : ADR認証取得(予定) システム利用紛争解決パネル(仮称)</p> <p><指導・勧告> 評議員会(P)</p>
手続きを実施する者	<p><苦情・相談> システム利用相談室員 ※企画部門、運用部門の職員の兼務</p> <p><あっせん・調停> あっせん調停人(学識経験者または弁護士)</p> <p><指導・勧告> ルール監視委員(学識経験者または弁護士)</p>	<p>○相談員については、独立性の確保が必要。</p> <p><苦情・相談> システム利用相談員(仮称)</p> <p><あっせん・調停> あっせん調停人(仮称)(学識経験者または弁護士)</p> <p><指導・勧告> 評議員(P)</p>
その他	○相談、苦情業務は、利用者は無料で利用可能。	○相談、苦情業務について、引き続き、無料とし、当該費用については運営費収入でまかなう方法でどうか。

【基本的な考え方】

広域機関は、系統利用者が広く参画をして、電源及び流通設備の広域的かつ効率的な運用や、緊急時の円滑な対応を目指していくものであることに鑑みて、その運営に必要な費用については、広く系統利用者が負担する仕組みとなることが望ましい。

また、運営費の円滑な徴収を行うことができる仕組みが望ましいことも踏まえ、原則、系統利用者が負担する託送料金の中から運営に必要な費用を捻出できる仕組みを確保することが適切ではないか。

【準備段階で必要となる費用についての考え方】

広域機関をスムーズに立ち上げていくためには、2015年を目途に行われる予定の広域機関設立に先んじて、広域機関を設置すべき事務所の準備や広域的な系統運営等に必要なシステムの開発等を行っていくことが必要。

これらの事前準備段階で必要な契約行為や費用の負担については、「発起人」または「会員になろうとするもの」(cf.一般電気事業者、特定規模電気事業者等)が一時的に契約・負担した上で、事後的に契約譲渡・運営費等にて精算か。

【事前準備段階で必要になると思われる費用、契約行為】

- ・システム開発関連経費
 - ・事務所契約関連経費
 - ・什器、パソコン、内装等諸経費
- 等

【参照条文】

(定款記載事項)

第28条の18 推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 会員に関する次に掲げる事項
 - イ 会員たる資格
 - ロ 会員の加入及び脱退
 - ハ 会員に対する制裁
- 五 総会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 評議員会に関する事項
- 八 会費に関する事項
- 九 財務及び会計に関する事項
- 十 定款の変更に関する事項
- 十一 公告の方法

2 定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

平成25年5月31日 衆議院 経済産業委員会

○宮崎政久議員

次に、広域的運営推進機関について質問をさせていただきたいと思っております。

この広域的運営推進機関には、現行の送配電等業務支援機関、ESCJでありますけれども、このESCJとは異なって、各電気事業者に電源のたき増しや区域を越えた電力融通を指示できる、こういう権限が与えられているほか、周波数変換設備や地域間連系線の増強、需給バランスの調整、供給計画の取りまとめなど、より大きな役割が与えられるということが法案上も明記をされております。このような役割ゆえに高い公益性が求められる、だからこそ認可法人として設立されることになる、午前中もこのような御説明がありました。

そうなりますと、特定の事業者の利益に偏ることなく中立公正な運営が図られるため、組織づくりをするに当たってはさまざまに配慮が必要になるかと思います。中立公正な組織運営ということであれば、広域的運営推進機関において、特にその財政基盤と組織の中における議決権、これをどのようにするのかという点についてお尋ねをしたいと思っております。

つまり、会費を徴収するということが予定されているわけでありますが、小規模事業者に対して高額の会費を設定する、このようになりますと、加入が義務づけられていますので、小規模事業者に対する参入障壁ということにもなりかねないわけであります。

.....(後略)

○政府参考人

まず、財政基盤でございますけれども、広域的運営推進機関は会員制の認可法人でありまして、御質問のように、運営費は会費によって賄うことが基本でございます。

他方で、この会費のあり方でありまして、具体的な制度設計に当たって議論されることになるわけでありまして、広域的運営推進機関は、その業務を行うことによって我が国の電気の安定供給の確保を目的とする非常に公益性の高い機関でございます。したがって、その会費については、会員となる全ての電気事業者が直接負担するというよりも、送配電ネットワークを利用する者が広く負担する仕組みとするということが望ましいものと考えておりまして、このため、例えば、一般電気事業者は託送料金によって送配電ネットワークを利用する者から広くその会費を賄うといったことが考えられるのではないかと思っております。

.....(後略)